

平成25年3月29日

各 位

会 社 名 日 本 風 力 開 発 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 塚 脇 正 幸
(コード番号 2766 マザーズ)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 専 務 小 田 耕 太 郎
(TEL. 03-3519-7250)

証券取引等監視委員会による本日の発表に関するお知らせ

1. 監視委員会の勧告について

証券取引等監視委員会（以下、「監視委員会」といいます。）のホームページによりますと平成25年3月29日付にて監視委員会より内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対し3億9,969万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告した旨の発表がなされておりますのでお知らせいたします。

また、併せて、同日付けで監視委員会より内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社提出の平成21年3月期（第10期）有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告（以下、2つの勧告をあわせて「本件勧告」といいます。）を行った旨の公表がありましたので、お知らせいたします。

なお、監視委員会の発表内容の詳細につきましては監視委員会ホームページをご参照ください。

2. 本件勧告に対する対応について

- (1) 本件勧告によると、平成21年3月期における当社と風力発電機メーカーとの風力発電機販売斡旋取引には、販売斡旋の役務提供及びその対価の実態がないとしております。
- (2) しかしながら、そもそも当社は、販売斡旋の役務提供はもちろん実施していたものであり、また、取引先においても当社が提供する役務に対して経済合理性を認識されたからこそ、適正な会社機関決定手続を経て、手数料をお支払いいただいたものでありますことから、監視委員会の指摘は客観的事実に相反するものであります。
- (3) なお、本件勧告の対象となった平成21年3月期の決算については、当時の会計基準に照らして適切な会計処理を行っており、当時の会計監査人である新日本有限責任監査法人は無限定適正意見を表明していることに加え、当該年度の決算については、過去に開示しております2度の外部調査委員会による調査や、その他の複数の弁護士、公認会計士、大学教授等の有識者による「当社の決算に問題があるとはいえない」旨の意見を得ております。

(4) 監視委員会における本件勧告は、客観的事実に明らかに相反した事実関係の認定を根拠にしたものであり、当社としては誠に遺憾であります。

当社は、今後予定されております審判手続きや聴聞の手続きにおいて、当該有価証券報告書に誤りがないことを説明し、公正かつ客観的な判断を求める方針です。

3. その他

仮に本件勧告に沿った訂正を行った場合の影響額は、連結、単体ともに平成21年3月期売上高、営業利益、経常利益が約23億円減少することが見込まれます。

なお、この訂正により債務超過となることはありません。

今後影響額を精査する必要がある場合は、速やかに開示いたします。

以上